

北海道パワープラン

(需給契約要綱)

令和2年3月2日実施

北海道電力株式会社

北海道パワープラン

1 契約種別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は、北海道パワープランといたします。

2 対象となるお客さま

動力を使用され、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「接続供給会社」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお、接続供給会社が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。）の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。
- (2) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

4 契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気標準約款[低圧]（首都圏エリア）（以下「標準約款」といいます。）別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が標準約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)に該当する場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が標準約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)に該当する場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額

を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,065円90銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	15円80銭
------------	--------

6 そ の 他

- (1) 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- (2) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (3) この契約要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- (4) この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この契約要綱は、令和2年3月2日から実施いたします。

2 契約電力についての特別措置

- (1) 当社以外の小売電気事業者から電気の供給を受けていたお客さまが新たにこの契約要綱にもとづく需給契約を希望される場合は、4（契約電力）にかかわらず、当社以外の小売電気事業者との需給契約における契約電力等を基準として、協議により契約電力を定めることがあります。この場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
なお、協議により定めた契約電力が、負荷の実情に比べて不相当と認められる場合は、原則としてこの特別措置を適用いたしません。
- (2) (1)により契約電力を定めているお客さまが、需要場所における負荷設備を変更される場合には、原則として、4（契約電力）により契約電力を定めます。